

西尾市消費生活センターだより【N03】

高齢者の消費者トラブルを防ぐには、ご家族や周りの方々が日頃から様子を気にかけていただくことが重要です。

ニュースや朝の情報番組でも時々取り上げられていますが、去年の夏前から急増している消費者トラブルに「お試し商法」といわれるものがあります。

「通常価格3,000円のところ、今なら初回300円」という広告を見て「お試し」のつもりで商品を購入したが、実は複数回の定期購入が条件の価格だった。解約したいが通常価格で購入するように言われたなどの相談が増加しています。

広告をよく読まない、あるいは注意書きの見落としなど、ちょっとした不注意から起きてしまう購入トラブルです。

高齢者の方々は、新聞広告やラジオ通販などで、健康食品やサプリメントを注文することも多いと思います。訪問先の高齢者のご自宅で、見慣れない商品購入の形跡を見つけた時は、「何を買ったの？いくらだったの？毎月届くの？本当に必要なの？」と一言声をかけてみて下さい。

タイミングを逃すと、なかなか定期購入をやめられない場合もありますので、消費生活センターにご相談ください。

トラブルの未然防止には、
皆様方のご協力が不可欠です。

今後も消費生活センターから、
トラブル防止に役立てる為の情報を発信して
いきたいと思っています。
連携・ご協力よろしく申し上げます。

西尾市消費生活センター

場 所 西尾市役所会議棟 1階
電 話 0563-65-2161
相談日時 平日午前9時～午後4時

通常価格
3,000円

今なら...
初回**300円!**
(送料込)

※3ヵ月以上の定期購入が条件、
2回目以降は通常価格3000円
詳しくはコチラ

小さな文字で書いてある場合が多いようです。